

神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業要綱

平成 25 年 4 月 10 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 最終改定

(目的)

第 1 条 離れて暮らす親世帯と子世帯（若年夫婦世帯及び子育て世帯）が近くに住民を替える際の初期費用の負担軽減を図ることにより、高齢期・子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することを目的とする。助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条の住民票の記載事項において、「世帯主」と「世帯主との続柄が夫又は妻と記載されている世帯員（未届を含む）」の関係にあるもの、または神戸市ライフパートナー制度による宣誓受領証、若しくは兵庫県パートナーシップ制度届出受理証明書の交付を受けたライフパートナーの関係にあるもの。
- (2) 若年夫婦世帯 住民を替えた日において、年齢の合計が 90 歳以下の夫婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 住民を替えた日において、6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（出産予定の子どもを含む。）（以下、「小学校入学前の子ども」という。）とその親を含む世帯（ひとり親世帯を含む。）のことをいう。
- (4) 子世帯 同条第 2 号または第 3 号のことをいう。
- (5) 親世帯 子世帯の親が含まれる世帯のことをいう。
- (6) 近居 親世帯と子世帯が同一の小中学校区内又は直線距離 2 キロメートル未満に居住することをいう。ただし、子世帯が神戸市外に居住する場合は除く。
- (7) 移転 親世帯又は子世帯が近居又は同居のために住民を替えることをいう。ただし、住民を替え前から近居又は同居の場合を除く。なお、住民を替え前に親世帯と子世帯が同居し住民を替え後に近居となる場合、住民を替え前に市外で同居し住民を替え後に市内で同居す

る場合、または住み替え後に夫婦となる2人が住み替え前に異なる住所に居住している場合はこの限りではない。

- (8) 移転世帯 親世帯又は子世帯のうち、近居又は同居のために移転する世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (9) 仮住まい 住み替えのために仮で住む一時的な住まいのことをいう。
- (10) 公営住宅 神戸市営住宅条例（平成9年条例第12号）別表第1に規定する市営住宅、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年条例第23号）第2条第1号に規定する県営住宅のうち、神戸市に所在する住宅をいう。

（対象世帯）

第3条 助成の対象となる世帯（以下、「対象世帯」という。）は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 移転世帯の世帯員の構成員全員が、当該年度の4月1日以降に対象住宅に移転し、申請日において、継続して居住していること。（仮住まいへの移転は除く。）ただし、子世帯夫婦の一方が当該年度の前年度の3月31日以前に住み替えるやむを得ない事情がある場合は、子世帯夫婦のもう一方が当該年度の4月1日以降に対象住宅に住み替えている場合はこの限りではない。
- (2) 移転世帯が子世帯の場合は、子世帯の夫婦いずれかに前年度所得がある又は申請日において夫婦いずれかが就労していること。
- (3) 申請日より2年以上神戸市に居住する意思があること。
- (4) 移転世帯の構成員全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (5) 親世帯及び子世帯の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が含まれないこと。
- (6) 兵庫県又は神戸市から同様の助成等を受けていないこと。
- (7) 当該年度に「子育て応援賃貸住宅住み替え補助」、「産業団地就業者神戸移住支援制度」、「神戸市ひとり親世帯家賃補助制度」に基づく補助を受けていないこと。
- (8) この要綱による助成を過去に受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、親世帯と子世帯が同時期（概ね3ヶ月以内）に移転する場合で、どちらかの移転世帯が既に第7条に定める申請を行っているときのもう一方の移転

世帯は対象世帯としないものとする。ただし、先に申請した世帯が却下となったときはこの限りではない。

- 3 親世帯と子世帯が同一年度に移転する場合で、子世帯が神戸市子育て応援賃貸住宅住み替え補助事業実施要綱第7条に基づく交付申請を行っている場合は、親世帯は対象世帯としないものとする。

(対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、移転世帯が移転後に居住する住宅（以下、「対象住宅」という。）が次に掲げるすべての要件に該当する住宅とする。

- (1) 助成対象者が居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合もしくは同等の耐震性能を有していること。
- (3) 住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。
- (4) 公営住宅（特別市営住宅除く）以外の住宅であること。

(助成額)

第5条 助成額は、以下に掲げる金額とする。

基礎額 10万円

子世帯の夫婦いずれかが市外から転入する場合 基礎額に10万円を加算

(交付件数)

第6条 助成の交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、電子申請により必要事項を入力し、次の関係書類の電子データを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移転世帯の移転後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 移転世帯の親世帯もしくは子世帯の世帯全員の住民票の写し
- (3) 小学校入学前の子どもが出産予定の子どものみの場合は、出産予定であることが分かる書類

- (4) 親世帯と子世帯との関係が分かる書類
 - (5) 移転世帯が子世帯の場合は、子世帯の夫婦いずれかの所得証明書、その他所得が分かる書類又は子世帯の夫婦いずれかが就労していることが分かる書類
 - (6) 対象住宅の所在地と住戸専用面積が分かる書類
 - (7) 対象住宅が新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していることが分かる書類
 - (8) 移転世帯が住み替えたことを確認できる書類
 - (9) その他市長が特に必要があると認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業助成金交付決定通知書（様式第6号）を、交付することが適当でないと認めるときは、申請却下の電子メールにより申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更手続等)

第9条 前条の規定に基づく決定通知を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、申請書の記載内容に変更（助成対象者の決定にかかわらない変更は除く。）が生じたときは、神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業（当初・変更）交付申請書（様式第1号）に、第7条第1項各号に規定する書類で、変更が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した者については神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業変更決定通知書（様式第4号）を、交付することが適当でないと認めるときは、神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業却下通知書（様式第3号）より申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、第8条により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第 11 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさないことが新たに判明したとき。
- (3) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（報告・調査等）

第 12 条 市長は、交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者に対して、報告及び効果の検証のためアンケート調査等の協力（以下、「報告・調査等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告・調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（業務の委託）

第 13 条 市長は、本助成金の交付に係る業務の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建築住宅局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。